

調査票 個人

(回答は、電子申請もしくは、同封の返信用封筒での返送のどちらかをお選びください。
具体的な方法は裏面をご覧ください。)

長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

～ご協力をお願い～

日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県では、戦後に植えられた人工林の多くが資源として成熟期を迎える一方、木材価格の低迷、林業の採算性の悪化、薪や炭のエネルギー利用の減少等により、森林と人との結びつきが途切れ、森林の手入れが十分に行われずに森林の機能が低下し、私たちの安全・安心な暮らしへの影響が懸念される状況が続いていました。

そこで、長年にわたって先人が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」を導入※1し、里山の間伐などの森林整備に取り組んでまいりました。取組の成果については、別紙「長野県森林づくり県民税の取組」または長野県ホームページ※2（下記二次元コード参照）をご覧ください。

今年度は第3期森林づくり県民税の最終年度となることから、これまでの取組の評価や令和6年度から課税が始まる国税としての森林環境税※3との関係も踏まえ、今後の方向性についての検討を進めています。

このアンケート調査は、県民の皆様のお考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただくものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※1 県内にお住まいの方のうち、個人県民税をご負担いただいている皆様から、1 人年額 500 円を超過課税として納めていただいています。

※2 長野県森林づくり県民税の取組の成果（長野県ホームページ）
「長野県 森林税」で検索または右の二次元コードからご覧ください。



※3 森林環境税は、京都議定書に代わる新たな国際枠組みであるパリ協定の下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設されました。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。

令和4年(2022年)7月
長野県

(裏面もご覧ください)

調査の実施方法

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「協同組合長野シーアイ開発センター」に業務を委託しています。
- ◆ この調査は、無作為に選ばせていただいた、長野県内にお住まいの満 18 歳以上の約 3 千人の方をお願いしています。
- ◆ お聞かせいただいた内容は、集計した上で公表しますが、個人に関する内容が公表されることは一切ございません。
- ◆ 調査にご回答いただく前に、別紙「長野県森林づくり県民税の取組」をお読みください。

回答に当たってのお願い

- ◆ 回答の方法は、①電子申請方式と②郵送方式のどちらかをお選びください

- ① 電子申請方式の場合・・・右の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、
回答してください。(紙での回答は不要です)



- ② 郵送方式の場合・・・

- ・ お送りした封筒に書かれているあて名のご本人がお答えください。
- ・ 記入は、黒鉛筆または黒のボールペンでお願いします。
- ・ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ・ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。
- ・ ご記入いただいた調査票を同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストへ投函してください。

回答期限について

- ◆ 令和 4 年 8 月 12 日（金）まで

調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。
長野県林務部森林政策課企画係
(担当) 今尾 日詔
電 話：026-235-7261 (直通)
F A X：026-234-0330
E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

長野県森林づくり県民税についてのアンケート

問1 あなた(ご回答いただく方)が居住する地域について

あなたがお住まいの地域を、次の中から 1つ お選びください。

☐


問2へ

①【佐久地域】	小諸市 佐久市 小海町 佐久穂町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 軽井沢町 御代田町 立科町
②【上田地域】	上田市 東御市 長和町 青木村
③【諏訪地域】	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 富士見町 原村
④【伊那地域】	伊那市 駒ヶ根 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村
⑤【飯田地域】	飯田市 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村
⑥【木曽地域】	上松町 南木曽町 木曽町 木祖村 王滝村 大桑村
⑦【松本地域】	松本市 塩尻市 安曇野市 麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村
⑧【大北地域】	大町市 池田町 松川村 白馬村 小谷村
⑨【長野地域】	長野市 千曲市 須坂市 坂城町 小布施町 高山村 信濃町 飯綱町 小川村
⑩【北信地域】	中野市 飯山市 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 栄村

問2 あなた(ご回答いただく方)の年齢について

あなたの年齢について、次の中から 1つ お選びください。

- ① 10代 ② 20代 ③ 30代
④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代
⑦ 70代以上

☐


問3へ

問3 森林づくり県民税の認知度について

長野県では、平成20年度から森林づくり県民税を導入しています。

あなたは、以前から、**森林づくり県民税の名称、税額、使い道**をご存知でしたか？

次の中から 1つ お選びください。

- ① 名称、税額を知っており、使い道もよく知っている
② 名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている
③ 名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない
④ 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない
⑤ 名称、税額、使い道ともに知らない

☐


問4へ

問4 森林づくり県民税の継続について

現在の森林づくり県民税の徴収は、平成30年度から令和4年度までの5年間が実施期間で今年度が最終年度です。

あなたは、**令和5年度以降の森林づくり県民税の継続について**どのようにお考えですか？

次の中から **1つ** お選びください。

- ① 現在の取組内容のまま継続すべき
- ② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき
- ③ 全く新しい取組内容として継続すべき
- ④ わからない
- ⑤ 継続すべきではない

➡ 問5へ

➡ 問8へ

☐

問5 森林づくり県民税を活用した大切な取組について

森林づくり県民税で取り組むべき内容について、あなたが**大切だ**と思う取組を、次の中から **4つ**までお選びください。

1 現在、森林づくり県民税で取り組んでいる内容

(「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備)

- ① 防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐
- ② 道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去
- ③ 洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去
- ④ 地域住民等の主体的な参加による里山の整備・利活用の取組

(自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用)

- ⑤ 児童センターや保育園などの施設の木質化や木のおもちゃの導入の取組
- ⑥ 多くの方が利用する県有施設の木質化
- ⑦ 薪(まき)が継続して利用されるモデル的な取組
- ⑧ 松くい虫などによる枯損木を利活用する取組

(森林づくりに関わる人材の育成)

- ⑨ 里山を管理・利用する地域活動をコーディネートする人材や維持管理する人材の育成
- ⑩ 森林セラピー基地におけるコーディネーターの育成
- ⑪ 自然環境を活用できるエコツアーガイドの育成
- ⑫ 小学校等における自然教育・野外教育の普及を図る取組

(多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用)

- ⑬ 学校林の整備や「信州やまほいく」認定園の活動フィールドの整備
- ⑭ 市街地の緑化整備
- ⑮ 観光地における景観形成のための森林等の整備

2 新しい取組内容

- ⑯ 二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫(伐採)後の森林に再び木を植えるといった取組
- ⑰ 地域住民に加え、様々な人が親しめる里山の整備
- ⑱ 林業以外の分野で森林を活用する取組(教育(森林環境教育等)や健康(森林セラピー等)、観光(キャンプ等)などの観点での利用)

3 その他

- ⑲ その他(具体的にお書きください:

)

(現在の取組内容の詳細については、別添「長野県森林づくり県民税の取組」をご覧ください。)

☐
☐
☐
☐

問6へ

問6 森林づくり県民税を継続した場合の金額について

現在の森林づくり県民税では、県内にお住まいの方のうち個人県民税をご負担いただいている皆様から、お一人あたり**年額 500 円**をいただいています。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、**あなたは年間どの程度の金額まで負担することができるとお考えですか？** 次の中から 1 つ お選びください。

- ① 1,000 円よりも多くても負担できる
- ② 1,000 円
- ③ 現在の金額と同じ 500 円
- ④ 300 円
- ⑤ 100 円
- ⑥ 負担することはできない
- ⑦ わからない

☐

問 7 へ

問7 森林づくり県民税を継続した場合の期間について

現在の森林づくり県民税は、平成 30 年度から令和 4 年度までの **5 年間**が実施期間です。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、**あなたは継続する期間についてどのようにお考えですか？**

次の中から 1 つ お選びください。

- ① 5 年間より長い方がよい
- ② 現在の期間と同じ 5 年間でよい
- ③ 5 年間より短い方がよい
- ④ わからない

☐

問 9 へ

問8 森林づくり県民税を継続すべきでない理由について<問4で⑤を選ばれた方のみお答えください>

あなたが森林づくり県民税を「**継続すべきではない**」と考える最大の理由は何ですか？ 次の中から 1 つ お選びください。

- ① これまでの森林づくり県民税の取組で、森林づくりが十分に進んだため
- ② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため
- ③ 国の森林環境税の徴収が始まるため
- ④ 年額 500 円の負担が大きいため
- ⑤ 県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため
- ⑥ これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくいため
- ⑦ その他（具体的にお書きください： _____）

☐

問 9 へ

問9 森林づくり県民税の効果的な広報について

あなたは、これまで森林づくり県民税の名称、税額、使い道などを、どのような媒体でお知りになりましたか？

これまでに**森林づくり県民税**について見たり聞いたりしたことがある項目を、次の中から**全て**お選びください。

- ① 広報ながのけん
- ② 新聞記事
- ③ 市町村の広報誌
- ④ リーフレット
- ⑤ 納税通知書
- ⑥ テレビ(ニュース・番組)
- ⑦ テレビ(コマーシャル)
- ⑧ ラジオ・有線放送
- ⑨ 県のホームページ・ブログ・SNS等
- ⑩ 人伝え(口コミ)
- ⑪ 森林づくり県民税で整備した森林に設置されたPR用の横断幕・看板など
- ⑫ このアンケートで初めて知った
- ⑬ その他(具体的にお書きください：



) 問10へ

問10 森林づくり県民税に関するご意見について

ご意見等がある場合は、以下にご記入をお願いします。

--

アンケートはこれで全て終わりです。回答へのご協力、ありがとうございました。